

全 員 協 議 会 資 料

平 成 2 7 年 1 1 月 5 日

東大和市国民健康保険税の改定（案）について

## 東大和市国民健康保険税の改定（案）について

### 1 国民健康保険の現状と課題について

国民健康保険制度は、年齢構成が高く医療費水準が高いという構造的な問題を抱えており、当市においては、65歳以上の国民健康保険被保険者は平成26年度実績で36.2パーセントに達し、医療費の割合は58.6パーセントを占めている。

全体の保険給付費は、平成24年度が62億3千9百万円、平成25年度は61億5千百万円（前年度比8千8百万円、1.4%の減）、平成26年度は61億2千9百万円（前年度比2千2百万円、0.4%の減）と減少しているが、これは医療費適正化対策による効果は大きいものの、被保険者数の減によるところの影響もあり、現実的に一人あたりの保険給付費は平成25年度に一旦減少したものの、平成26年度には再び増加に転じている。

一方、国民健康保険税の収納率は、平成24年度が70.3%であったが、平成25年度以降の収納対策の強化等により、平成25年度が74.9%、平成26年度は77.0%と前年度に対して収納率の向上は図られている。しかしながら、少子高齢化や社会情勢の変化等に伴う被保険者数の減により、収納額は平成25年度の21億百万円に対し、平成26年度は20億1千8百万円で4.0%の減となった。

このように、平成25年度以降の歳出における医療費適正化対策及び歳入における収納対策は着実に効果を上げているものの、さらに進む少子高齢化による医療費の増加及び被保険者数の減に対応し、永続的に国保財政の均衡を保つことは、現状のままでは困難であると思われる。

国民健康保険事業特別会計は一般会計からの赤字補填に依存した運営が恒常化しているが、特別会計の本来のあるべき姿は、国・都等からの補助金・交付金や法に定められた市の一般会計からの法定内繰入金を除き、被保険者からの保険税で賄うべきところである。この状況での試算によれば、平成28・29年度の2年間で引き続き医療費適正化対策による歳出抑制や、収納率向上など歳入対策に努めた上でも、なお、15億4千8百万円、単年度で7億7千4百万円の財源不足が生じるため、本来であれば、改定率41.7%、一人あたりの調定額は平均で年額3万5,209円の増額改定が必要となる。

一方、一般会計においては今後も厳しい財政運営が引き続き想定される状況であることから、これまで以上に一般会計の財源に依存することは困難になっている。

## 2 国民健康保険税の見直しについて

国民健康保険税については、東大和市第4次行政改革大綱により3年ごとに見直しを行うこととなっており、国民健康保険事業特別会計の健全な運営とともに、医療費の適正化をはじめとする歳出の削減及び歳入の向上策の充実が求められている。

本年度は本来、平成28年度から30年度までの3か年の国民健康保険税についての見直しの年となっているが、30年度からのいわゆる国保広域化による影響が見通せないため、平成28・29年度の2か年を見越した見直しとしたい。

なお、過去の実績を基に平成28・29年度収支見込を推計すると、前述のとおり歳入・歳出対策を講じた上で15億4千8百万円の不足となり、その他繰入金を14億円投入してもなお、2か年で1億4千8百万円、単年度で7千4百万円の不足が生じる状況となる。

不足見込額における必要な国民健康保険税の改定額は次のとおりとなる。

- ・ 1か年あたりの平均不足見込額 7,400万円
- ※ 平成27年度当初予算との比較
  - ・ 国民健康保険税の増加率 4.0%増
  - ・ 被保険者一人当たりの国民健康保険税の平均調定増額 年額3,366円

## 3 賦課方式の見直しについて

賦課方式を、現行の4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から2方式（所得割・均等割）に見直すこととしたい。

なお、廃止する資産割分は所得割に、平等割分は均等割にそれぞれ税率を乗せることで財源の確保をする。

### 【賦課方式見直しの理由】

資産割については、所得の多寡に関わらず固定資産税の10%を課されるため、例えば住宅ローンを支払いながら年金収入のみで生活している低所得者にとっては負担感が大きい。

（平成27年度当初賦課時点において、国保総世帯数1万4,423世帯のうち、資産割が賦課されている世帯は6,464世帯、割合は44.8%となっている。）

平等割については、世帯の人数に関わらず世帯単位で課税されており、単身世帯にとっては負担感が大きいものとなっている。（平成27年度当初賦課時点において、国保総世帯数1万4,423世帯のうち、国保単身世帯は7,813世帯を占め、その割合は54.2%となっている。このうち、65歳以上74歳以下の単身世帯は3,214世帯で、全世帯に占める割合は22.3%、単身世帯に占める割合は41.1%となっている。）

以上のことから、資産の保有状況や世帯の状況に関わらず、現状の所得及び人数に対して賦課する方式に改めることで、より公平感の高い制度とするため、資産割・平等割については廃止し、それぞれ所得割・均等割に転嫁することとしたい。

現状では都内23区はすべて2方式、また、多摩26市の賦課方式の状況は下記のとおりで、本市のような資産割を課す4方式は7市のみであり、少数派となっている。

- 2方式（所得割 ・ 均等割） …… 14市
- 3方式（所得割 ・ 均等割・平等割） …… 5市
- 4方式（所得割・資産割・均等割・平等割） …… 7市（当市含む）

#### 4 課税限度額の引き上げについて

平成27年度法定限度額（85万円）に追いつかせるため、現行の77万円【医療分（基礎課税分）51万円・後期高齢者支援金分14万円・介護納付金分12万円】を、平成28年度は81万円【医療分（基礎課税分）51万円・後期高齢者支援金分16万円・介護納付金分14万円】、平成29年度は85万円【医療分（基礎課税分）52万円・後期高齢者支援金分17万円・介護納付金分16万円】と、2か年かけて4万円ずつ、段階的に引き上げることとしたい。

#### 5 多子世帯の負担軽減策について

平成25年度からの国保税改定時に、市議会厚生文教委員会の附帯決議とされた、「多子世帯の国保税負担軽減策の検討」については、当該年度初日の前日において、世帯に18歳未満の児童が3人以上いる場合、3人目以降の均等割無料化により対応することとしたい。

（4. 0%改定案に伴う影響額）

18歳未満の子の人数	世帯数	軽減人数	影響額（@34,400）
3人	180	180	6,192,000
4人	39	78	2,683,200
5人	7	21	722,400
6人	2	8	275,200
合計	228	287	9,872,800

## 国民健康保険税の改定の概要

### (1) 国民健康保険税率等の改定内容

区 分		現行（平成27年度）	改定（平成28年度）	比較増減
基礎課税額	所得割	5.01/100	5.64/100	0.63/100
	資産割	10/100	0	▲10/100
	被保険者均等割	20,500円	26,500円	6,000円
	世帯別平等割	9,000円	0	▲9,000円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	1.60/100	1.68/100	0.08/100
	被保険者均等割	7,500円	7,900円	400円
介護納付金 課税額	所得割	1.75/100	1.83/100	0.08/100
	被保険者均等割	10,400円	10,800円	400円

### (2) 課税限度額の改定内容

区 分	現行（平成27年度）	改定（平成28年度）	改定（平成29年度）
基礎課税額	51万円	51万円	52万円
後期高齢者支援金等課税額	14万円	16万円	17万円
介護納付金課税額	12万円	14万円	16万円
合 計	77万円	81万円	85万円

### (3) 応能割合、応益割合

	現行（平成27年度）	改定（平成28年度）	比較増減
応能割合	63.54%	63.53%	▲0.01%
応益割合	36.46%	36.47%	0.01%

### (4) 国民健康保険税額の増加額

増加額	81,678千円
-----	----------

### (5) 改定時期 平成28年4月1日

東大和市国民健康保険事業特別会計（平成28～29年度）財政推計

(1) 平成28年度～29年度収支見込額（▲15億4,800万円）

＜国民健康保険事業特別会計の推移＞

従前より実施している歳入における収納対策や歳出における保健事業等による医療費抑制策を引き続き実施してもなお、国保会計単独では、平成28～29年度の2か年で15億4,800万円の不足が見込まれる。

(単位：百万円)

	28年度	29年度	2か年計
歳入見込額	10,192	10,247	20,439
歳出見込額	10,964	11,023	21,987
収支見込額	▲772	▲776	▲1,548

※この段階では、単年度7億7,400万円の不足、41.7%の改定が必要



(2) 一般財源（その他繰入金）補填後の収支見込額（▲1億4,800万円）

市財政は非常に厳しい状況であるが、税率等の増加を可能な限り抑制し、被保険者の負担軽減を図るため、一般会計から一般財源（その他繰入金）の補填を行う。

一般財源（その他繰入金）から各年度700百万円繰入れた場合 2か年：1,400百万円

(単位：百万円)

	28年度	29年度	2か年計
歳入見込額	10,892 (700増)	10,947 (700増)	21,839 (1,400増)
歳出見込額	10,964	11,023	21,987
収支見込額	▲72	▲76	▲148

※単年度7,400万円の不足、4.0%の改定が必要

(3) 1年あたりの歳入不足額（平成28～29年度の2か年の平均）（▲7,400万円）

(単位：百万円)

	28年度	29年度	2か年合計	単年度（合計÷2）
不足額	▲72	▲76	▲148	▲74



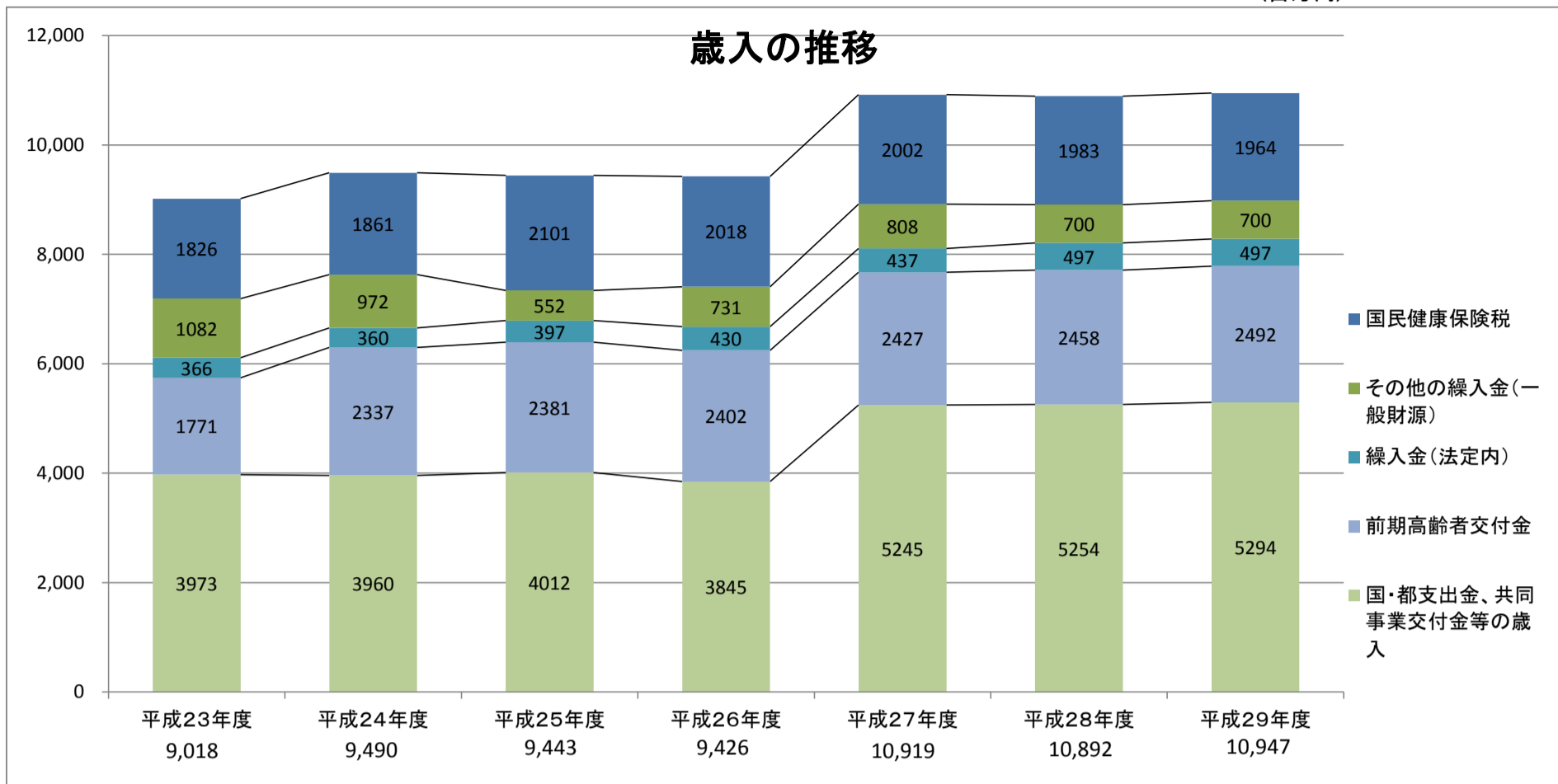






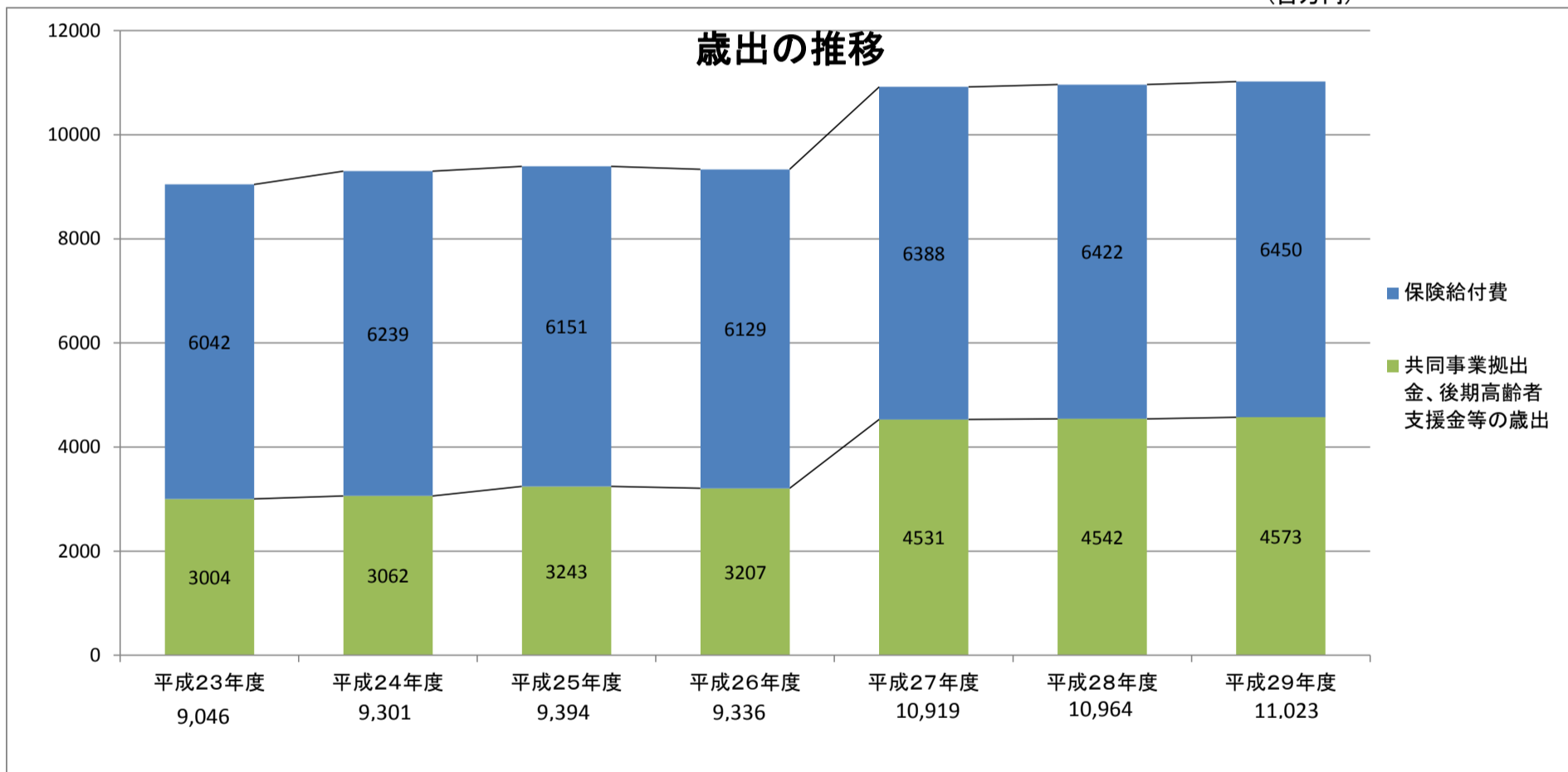


(百万円)



※平成23～26年度は決算額、平成27年度は当初予算額、平成28～29年度は推計予算額により算出。

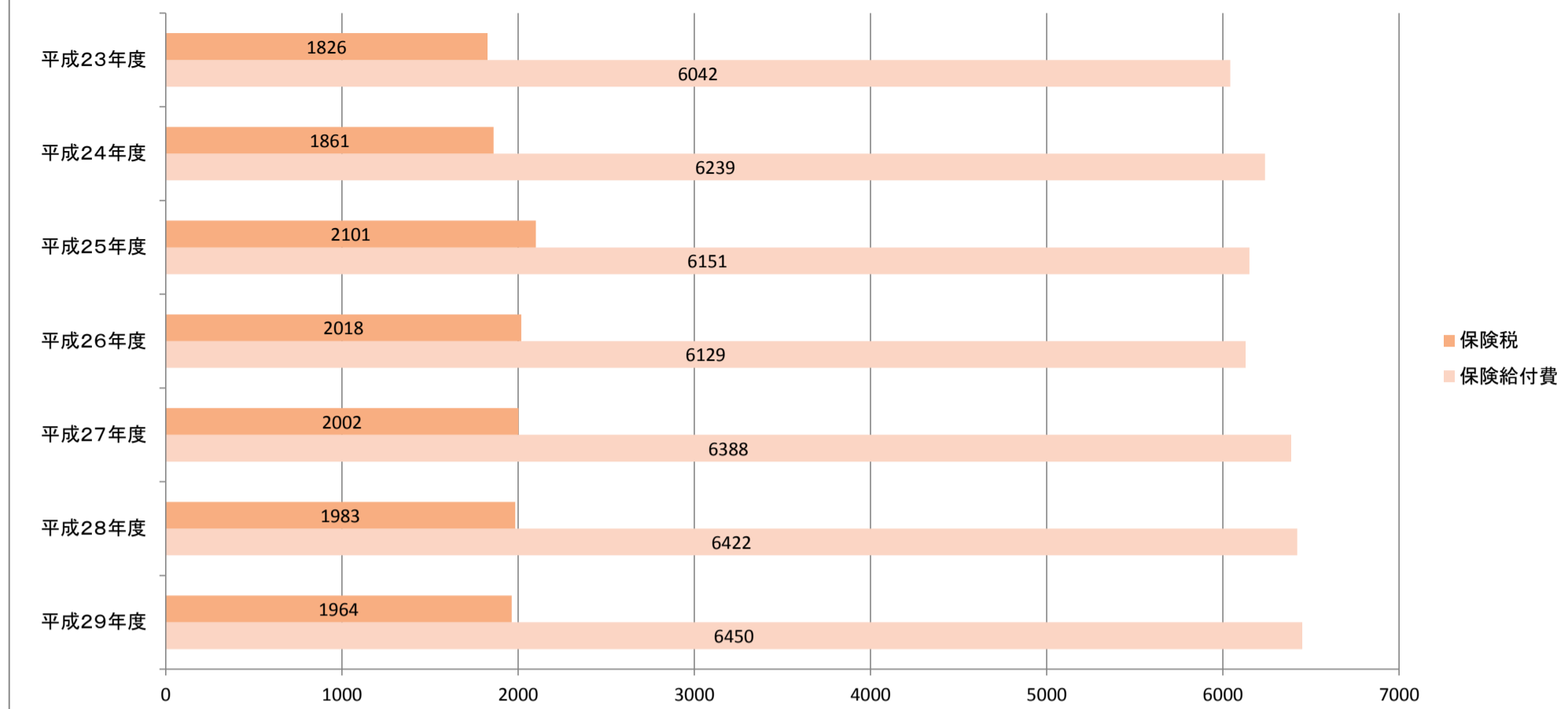
(百万円)



※平成23～26年度は決算額、平成27年度は当初予算額、平成28～29年度は推計予算額により算出。

(百万円)

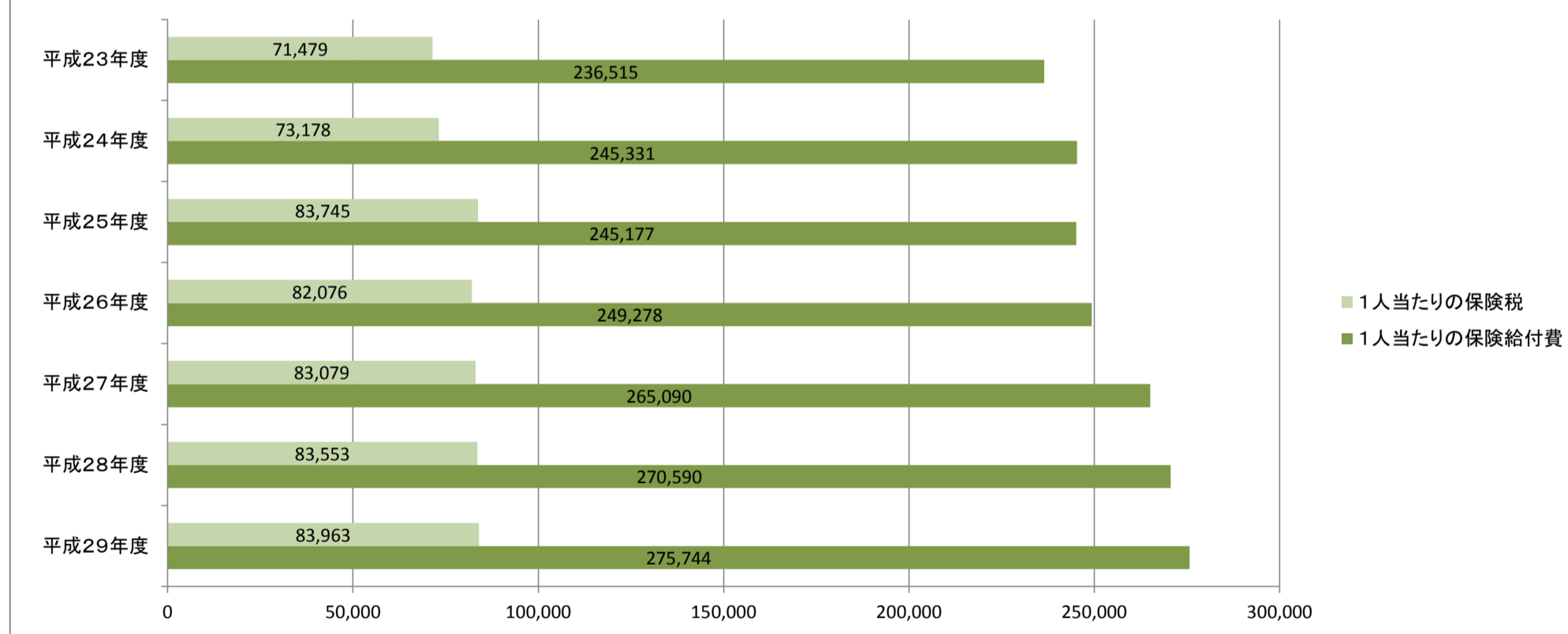
### 保険税と保険給付費の推移



※平成23～26年度は決算額、平成27年度は当初予算額、平成28～29年度は推計予算額により算出。

(円)

### 1人当たりの保険税及び保険給付費の推移



※平成23～26年度は決算額、平成27年度は当初予算額、平成28～29年度は推計予算額により算出。